

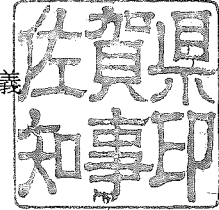
産業廃棄物処分業許可証

住 所 佐賀県鳥栖市轟木町929番地の2

氏 名 有限会社鳥栖環境開発総合センター
代表取締役 宮原 敏也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和4年（2022年）6月12日

許可の有効年月日 令和9年（2027年）6月11日

1. 事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
堆肥化	汚泥、廃油（廃食油に限る。）、動植物性残さ及び動物のふん尿 以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
脱水	汚泥（有機性汚泥及び浄水場汚泥に限る。） 以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
消 化	汚泥（有機性汚泥に限る。）及び廃油（有機性汚泥に含まれるものに限る。） 以上2種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
溶 融	廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。） 以上1種類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
破 碎	紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、廃プラスチック類（発泡スチロールを除く。）、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）以上7種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
精 製	廃油（植物系廃食油に限る。） 以上1種類
発 酵	汚泥、廃酸（食品廃棄物に限る。）、廃アルカリ（食品廃棄物に限る。）、動植物性残さ及び動物のふん尿 以上5種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
乾 燥	汚泥 以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
破袋分別	汚泥（食品廃棄物に限る。）、廃油（食品廃棄物に限る。）、廃酸（食品廃棄物に限る。）、廃アルカリ（食品廃棄物に限る。）、廃プラスチック類（食品容器に限る。）、紙くず（食品容器に限る。）及び動植物性残さ（食品廃棄物に限る。） 以上7種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
圧縮分別	汚泥（食品廃棄物に限る。）、廃酸（食品廃棄物に限る。）、廃アルカリ（食品廃棄物に限る。）、廃プラスチック類（食品容器に限る。）、紙くず（食品容器に限る。）及び金属くず（食品容器に限る。） 以上6種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
圧 縮	廃プラスチック類、紙くず、繊維くず及び金属くず 以上4種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

種類	堆肥化施設	堆肥化施設	
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（堆肥化）にある産業廃棄物の種類の全て		
設置場所	鳥栖市轟木町字一本杉926番1		
設置年月日	平成21年2月8日	平成21年8月20日	
処理能力	3.5t/日（24時間）	3.5t/日（24時間）	
備考	No.1	No.2	

種類	堆肥化施設	堆肥化施設	堆肥化施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（堆肥化）にある産業廃棄物の種類の全て		
設置場所	鳥栖市轟木町字一本杉926番1	鳥栖市轟木町字一本杉927番1、927番4	
設置年月日	平成21年11月2日	平成22年3月23日	平成23年1月31日
処理能力	3.5t/日（24時間）	3.5t/日（24時間）	3.5t/日（24時間）
備考	No.3	No.4	No.5

種類	堆肥化施設	堆肥化施設	溶融施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（堆肥化）にある産業廃棄物の種類の全て		廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。）
設置場所	鳥栖市轟木町字一本杉926番1		
設置年月日	平成25年6月30日	平成25年6月30日	平成13年11月15日
処理能力	3.5t/日（24時間）	3.5t/日（24時間）	0.80t/日（8時間）
備考	No.6	No.7	

種類	精製（エステル化）施設	発酵施設	破砕施設
産業廃棄物の種類	廃油（植物系廃食油に限る。）	1. の中間処理業（発酵）にある産業廃棄物の種類の全て	1. の中間処理業（破砕）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	鳥栖市轟木町字一本杉929番2	鳥栖市轟木町字一本杉912番1、912番7、927番1	鳥栖市轟木町字一本杉926番1
設置年月日	平成11年4月28日	平成17年5月13日	平成14年7月11日
処理能力	1.0t/日（24時間）	9.5t/日（24時間）	廃プラスチック類：4.0t/日（8時間） 紙くず：1.8t/日（8時間） 木くず：3.5t/日（8時間） 繊維くず：1.8t/日（8時間） ゴムくず：2.6t/日（8時間） 金属くず：1.8t/日（8時間） ガラスくず・コンクリートくず・陶器くず：3.5t/日（8時間）

種類	脱水施設（移動式）	消化施設	乾燥施設
産業廃棄物の種類	汚泥（有機性汚泥及び浄水場汚泥に限る。）	1. の中間処理業（消化）にある産業廃棄物の種類の全て	汚泥
設置場所	鳥栖市轟木町字牽牛1854番1（保管場所）	鳥栖市轟木町字一本杉926番1	鳥栖市轟木町字一本杉929番3、930番3
設置年月日	平成12年3月15日	平成13年9月19日	平成14年9月24日
処理能力	8.0t/日	4.6t/日	4.0t/日（8時間）

種類	破袋分別施設	破袋分別施設	破袋分別施設
産業廃棄物の種類	1. の中間処理業（破袋分別）にある産業廃棄物の種類の全て		
設置場所	鳥栖市轟木町字一本杉912番1	鳥栖市轟木町字一本杉926番1	
設置年月日	平成23年9月13日	平成24年8月22日	令和2年6月25日
処理能力	9.2 m ³ /日（8時間）	9.2 m ³ /日（8時間）	13 m ³ /日（8時間）

種類	圧縮分別施設	圧縮分別施設	圧縮施設
産業廃棄物の種類	汚泥（食品廃棄物に限る。）、 廃酸（食品廃棄物に限る。）、 廃アルカリ（食品廃棄物に限る。） 及び金属くず（食品容器に限る。）	汚泥（食品廃棄物に限る。）、 廃酸（食品廃棄物に限る。）、 廃アルカリ（食品廃棄物に限る。）、 廃プラスチック類（食品容器に限る。） 及び紙くず（食品容器に限る。）	1. の中間処理業（圧縮）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	鳥栖市轟木町字一本杉929番3	鳥栖市轟木町字一本杉926番1	
設置年月日	平成29年8月1日	平成29年8月1日	平成23年3月23日
処理能力	21 t/日（8時間）	17 t/日（8時間）	廃プラスチック類：0.7t/日（8時間） 紙くず：8.8t/日（8時間） 繊維くず：5.6t/日（8時間） 金属くず：3.1t/日（8時間）

種類	圧縮施設
産業廃棄物の種類	金属くず
設置場所	鳥栖市轟木町字一本杉926番1
設置年月日	平成元年10月30日
処理能力	5.1 t/日（8時間）

3. 許可の条件

県内で脱水作業を行うときは排出事業場内に限り、発生するろ液は排出事業場内の排水施設に投入すること。 以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年6月12日 更新許可 以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無